

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ロースビル6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
<https://ssl.label-bank.co.jp/customer@label-bank.co.jp>

第140号

2020年6月24日に消費者庁および公正取引委員会により告示された「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約及び同施行規則」が、8月21日に施行されました。表示の許可については国の審査を受ける特定保健用食品に公正競争規約が必要となったこと、制度の導入(1991年)から長い期間を経てのことなどから、規約の主な内容とあわせて施行に至った背景についても整理してみました。

背景

2014年12月の機能性表示食品制度検討に際し、「機能性表示食品に係る食品表示基準についての答申書」として、「特保制度との関係・整序などの根本的な問題や、いわゆる健康食品や特保を含め表示だけでなく広く広告を含めたあるべきルールの問題について、さらに消費者委員会として、引き続き検討を加える所存である」と報告されています。その後、2015年6月に消費者委員会において、次のような論点を整理がされたという経緯があります。

- ・特保が「健康に役立つ」として国民に広く利用されるようになった一方、①消費者が健康の維持・増進(食生活の改善を目的とした)制度であること(効果)を正しく理解して製品を利用していないか、②効果に見合わない宣伝・広告が行われているのではないか、といった疑義が生じているのではないか、といった疑義が生じているのではないかと、
- また、消費者委員会で特保の表示許可を審議する委員からも、特保に関する表示・広告に関する問題だけでなく、制度や運用についても問題提起がされるようになってきている。

特定保健用食品の表示に関する公正競争規約が施行されました

平成27年4月には機能性表示食品の制度が始まり、企業の自己認証で健康増進効果に関する表示を行うことができるようになった。同制度による製品は特保と同様に「いわゆる健康食品」と呼ばれる製品群に含まれるが、健康への効果や安全性が明らかでない食品の淘汰に寄与することが期待されている。しかし、その効果が十分に発揮されるためには、国民が各制度を正しく理解し、適切な製品選択を行うことが求められる。環境を早期に整えることが求められる。

この論点について、2015年8月より「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会(内閣府消費者委員会)」において議論がなされ、以下のような報告がされたことが、今回の公正競争規約の背景となったものと思われる。

一方、現在の広告をみると、「特保の摂取で食生活の乱れを相殺できる」と受け取るような健康にとつてのマイナスを特保摂取だけでゼロに戻せるといった暗示的な広告を行う製品もある。このような現状は、製品の広告制作に係わる人々や、製品の流通・販売の趣旨を理解していないため(本来的)健康増進・食生活改善という点をも、一度認識しなおす必要がある。

特保に関する自主基準としては、公益財団法人日本健康・栄養食品協会の「特定保健用食品(適正広告)自主基準」があり、特保の広告の適正化に向けた取り組みが行っている。(中略)現時点においては、自主基準を全ての加盟企業が

遵守するまでには、至っていない。その状況を改善するために、事後チェックで指摘を受けた事業者に対する状況のフォローアップを設けることや、「公正競争規約」を設けるといった工夫が、特保を製造する業者間で行われることを期待する。

主な規則

特定保健用食品の表示に関する公正競争規約には、菓子や飲料など様々な食品分類に横断的に関わるといった特徴があります。こうした規約としては以前より「観光土産品の表示に関する公正競争規約」があるのですが、こちらは他の規約の適用を受けないものを除くことになっており、特定保健用食品についてはこうした除外規程はありません。

「容器包装以外の表示」公正競争規約第9条～11条、同施行規則第20条～25条より一部抜粋

必要表示事項

- (1) 特定保健用食品である旨
- (2) 許可等を受けた表示の内容
- (3) バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

推奨表示事項

- (1) 一日当たりの摂取目安量に関する表示
- (2) 摂取の方法に関する表示

任意表示事項

・特定保健用食品の容器包装以外の表示に関する任意表示事項を表示する場合は、許可等を受けた内容の範囲内で表示すること。
・前項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、それぞれ当該各号に定める基準に従って表示すること。

- (1) 許可等表示に関する表示
- (2) 特定保健用食品である旨の表示
- (3) 安全性に関する表示
- (4) ヒト試験に関する表示
- (5) ヒト試験におけるデータ(グラフ等)の表示
- (6) 関与成分の作用メカニズムに関する表示
- (7) 製品特徴・配合成分に関する表示
- (8) 統計データ等の表示
- (9) アンケート・モニター結果の表示
- (10) 個人の感想等の表示
- (11) 医師・専門家等を起用した表示
- (12) 子供を起用した表示

上記は抜粋ですので、詳細は施行規則を参照してください。例えば任意表示事項の「(1)許可等表示に関する表示」は、「許可等表示について、キャッチコピー等での言い換え、簡略化、一部省略した表示、又は追加の説明を表示することができた。ただし、表示する場合は、過大な効果を期待させ、又はその過大な効果についても国が許可等しているかのよう誤認させることがないよう表示すること」となっています。

今後について

特定保健用食品の表示に関する公正競争規約および施行規則は2020年8月21日に施行されましたが、「容器包装以外の表示」(公正競争規約第9条、第14条および施行規則第20条、第26条)については、2020年6月24日の告示日から6ヶ月を経過した日が施行日となります。

容器包装以外といった広告表示に関する規則について詳細に規定されていることから、特定保健用食品だけでなく一般的な健康食品を取り扱う方にとっても、こちらの規約についての詳細を確認しておくとよいと思います。(川倉)

参照

- 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会
<https://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/tokuho2/semmon/001/shiyou/index.html>
- 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会
<https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/tokuho2/index.html>

ミニコラム 有機 JAS 制度について

有機 JAS 制度とは、JAS 法(日本農林規格等に関する法律)に基づき、「有機 JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機 JAS マーク」の使用を認める制度です。



諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定しています。

- ・有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- ・有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- ・これらの生産に当たっては、遺伝子組換え技術は使用禁止など。

JAS 法ではこれまで、「指定農林物資」として、有機農産物及びその加工品を指定しており、これらは第三者認証を受け有機 JAS マークを付さなければ「有機」等との表示ができず、有機畜産物及びその加工品は指定していなかったため、これらは有機 JAS マークを付さなくとも「有機」等との表示が可能でしたが、**2020年7月16日より、有機畜産物、有機畜産物加工食品についても第三者認証を受け有機 JAS マークを付さなければ「有機」等との表示はできないことになりました。**

これまで、「有機たまご」、「有機牛乳」、「有機ハム」、「有機ミルクチョコレート」といった食品については有機 JAS マークを付さなくとも表示が可能であったのが、有機農産物や有機農産物加工品と同様に JAS マークを付して販売する必要があります。

有機認証制度の相互承認として、有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決めがあり、現在は次の国において承認されています。

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品・・・アメリカ、カナダ、スイス、オーストラリア

有機農産物、有機農産物加工品・・・アルゼンチン、ニュージーランド、EU、台湾※

※台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決めを踏まえ、日台双方の関係当局が日台の制度を同等と認め、相手側の有機認証品を自国・地域の有機認証品として取り扱うこととしたもの。

これらの国で生産し、これらの国の制度で有機認証を受けた製品は、有機同等性を利用し「有機〇〇」などと表示することができます。それ以外の国や地域から輸入する場合は、製造者が有機 JAS 認証を取得していなければ「有機〇〇」と表示できません。

有機畜産物、有機畜産物加工食品の移行期間は、2020年7月16日以降に表示を付す場合は規制の対象となります。2020年7月16日以前に生産、製造又は加工された畜産物又はその加工食品でも同様になります。

輸入品の場合は2020年7月16日以降に輸入業者が「販売」、「販売の委託」、「販売の陳列」などをする場合に対象になります。

表示については「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q&A」(問 34-1～34-15)にも記載がありますので、ご一読ください。

有機畜産物、有機畜産物加工食品についての有機 JAS 制度もすでに始まっています。対象食品を生産、扱っている会社様におきましては、再度有機 JAS 制度、有機 JAS マークについてご確認いただけるきっかけになると幸いです。

(渡邊)

【参照】

有機 JAS 制度について

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/organic_jas.pdf

第2弾 有機畜産物指定農林物資化パンフレット

https://www.maff.go.jp/j/jas/yuuki_chikusan_pamphlet_2.pdf

有機畜産物及びその加工品の指定農林物資化

<https://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/attach/pdf/200131a-7.pdf>

JAS 制度と同等の制度を有する国・地域(令和2年7月現在)

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/equiv_country.pdf

有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q&A

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yukiQA.pdf

今月の「お気に入り」言葉

Fair is foul, and foul is fair.

(ウィリアム・シェイクスピア『マクベス』より)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp